

令和 5 年度
薩摩川内市川内歴史資料館
年報

薩摩川内市川内歴史資料館
SATSUMASENDAI CITY
SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目 次

I 事 業	-----	1
1 令和5年度事業報告	-----	1
2 資料収集・保存	-----	2
3 展示	-----	6
4 普及活動	-----	10
II 管理・運営	-----	17
1 管理・運営	-----	17
2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館 指定管理者体制	-----	18
3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会	-----	19
4 利用状況	-----	20
5 決算	-----	22
6 条例・規則	-----	23
※ その他	-----	31

I 事業

1 令和5年度事業報告

本年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による制限緩和があったが、安心して施設を利用いただけるよう努めながら事業を展開し、入館者数は前年比23.0%増となった。

展示では、昨年度開催し好評であった特別展「鎌倉時代の薩摩川内」の終章において、鎌倉幕府の滅亡から後醍醐天皇による建武政権へのはじまりをとりあげたこともあり、本年度のトピック展示では、建武政権以降の動乱期を「南北朝時代の薩摩川内」としてとりあげた。鹿児島県歴史・美術センター黎明館や都城島津邸においても南北朝時代の展示があったことが相乗効果となり、入館者増につながった。

次に、例年実施している終戦記念展示コーナーでは、郷土に残り、伝えられてきた資料を通じて、歴史教育や平和学習の機会としてもらうため、「郷土から知る戦争」として身近な戦争の歴史を紹介した。関連して、隣接するまごころ文学館との合同企画として戦争をテーマとしたシネマ上映を行ったほか、市社会福祉課からの依頼により「戦没者追悼式記念展示コーナー」を戦没者追悼式の会場に設置し、併せて小学生や来場者への展示解説を行った。また、1月末から3月にかけて開催した開館40周年記念特別展では、近年改正された博物館法や文化財保護法により、新たに明記された「文化観光」というキーワードから、「歴史を紐解く宝もの～国指定重要文化財『新田神社文書』と『船大工樗木家関係資料』～」として、当館が収蔵する国指定重要文化財（以下、重文という。）をとりあげた。重文から分かる薩摩川内、鹿児島、そして日本の歴史を紹介するとともに、重文の重要性、今後未来を見据えた歴史資料館像なども紹介した。関連して、開館記念日にあたる2月11日に開催した開館40周年記念講演会では、東京大学史料編纂所の畑山周平氏を講師に招き、重文からどのような歴史が分かるのか、地方都市の歴史資料館が重文を収蔵する意義やどのように活用していくべきか、資料館が果たす役割など、これからの当館にとって参考となる重要な話をいただいた。

教育普及活動では、自然・考古・歴史・民俗など多分野にわたった歴史講座の開講や歴史の紹介を交えた様々なテーマでの工作教室のほか、1階図書コーナーの活用を図るためのコーナーを設け、簡易なパネル展示を紹介した。また、当館の自主事業として、学芸員による出前講座やいきいき生涯学習事業なども実施した。さらに令和5年4月から学校現場経験者（社会科担当）が館長に就任したことにより、館長が出前講座の講師のほか、学校への積極的な働きかけを行ったことも来館者が増えた要因となった。

その他管理している薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園の園内巡回や樹木剪定、除草、看板の修繕を適切に行い、施設等の美化に努めた。

2 資料収集・保存

(1) 資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れ・準備作業（状態確認、清掃、資料情報調査、一覧作成など）を実施した。

収集に関しては、これまでと同様に収蔵スペースの確保が困難となっていることが課題であり、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

資料は、市民各位の御芳志により、主に寄贈形式で提供を受けた。

寄贈資料の中から、下記について紹介する。

① 婚礼衣装、婚礼関係資料、真空管ラジオ、色絵花蝶文輪花鉢、鳩笛他

〔令和5年9月20日受入れ〕

資料には、明治期から昭和期まで当市で営んでいた呉服太物商の関係資料、婚礼関係資料、真空管ラジオ、磁器や漆器などをはじめとした食器や竹製保管・炊事用品、各地の郷土玩具や御守など多岐にわたる。

呉服としては、着物や羽織のほか、昭和初期に嫁入りした際の婚礼衣装で、貸し出しもしていた豪華な刺繍が施された婚礼衣装の打掛や振袖である。また、角かくしやかんざし、婚礼の目録・席次表などの文書資料などもあり、昭和期の婚礼について垣間見える資料である。

真空管ラジオは昭和初期製造のもので、一般家庭ではまだ高価で普及台数は少なく、放送聴取にも許可が必要な時代のものである。

飲食器・保管用品としては、「嘉永二年」と明記された磁器の染付や色絵の皿や鉢のほか、漆器の菓子皿や盆、竹製の片口箆や蓋付飯とり籠などで、自宅で代々用いられていた。

信仰及び玩具に関係する資料としては、鹿児島県内の神社で授与していた御守や郷土玩具、また県外各地で収集したものなど多種多様である。



← 婚礼衣装 鶴に波
模様打掛

← 真空管ラジオ
(VICTOR)

↓ 色絵花蝶文輪花鉢



② 川内大綱引 ダン木祭写真（昭和15年）

〔令和5年9月受入〕

資料は昭和15年（1940）の川内大綱引のダン木祭の写真である。この年は川内市制施行の年で、紀元2600年記念行事が全国で催され、川内大綱引もその一つとして行われたようである。

昭和初期以降、向田新道通り、向田本町通り、大小路の3ヶ所での開催、昭和13年（1938）から、日中戦争による国家総動員法の可決や国際関係の悪化等が影響して向田本町通りでのみの開催となる。昭和16年（1941）からは向田太平橋通り（新道通り）で開催されていたが、アジア・太平洋戦争の状況悪化に伴い昭和19年（1944）から大綱引は中止となった。

資料の日付にある昭和15年当時のダン木祭は、当時の文献も少なく不明な点が多いため、写真が残っている点で貴重な資料である。また、昭和初期の向田の写真は、新道通りの写真は残っているが、本町通りの写真は写真集『写真で見る昭和の川内市』ほかにも掲載されていない。昭和初期の本町通りの写真という点でも貴重である。



(資料収集状況)

分類 年度	考 古	歴 史	民 俗	美 術	その他	計
昭和56	7	361	472	10	0	850
57	20	337	500	43	0	900
58	131	413	534	85	87	1,250
59	8	99	121	31	47	306
60	1	158	177	19	13	368
61	7	58	216	19	11	311
62	3	61	105	8	5	182
63	6	85	40	19	6	156
平成元	21	32	18	0	4	75
2	15	116	340	5	4	480
3	0	109	487	4	6	606
4	2	69	174	6	7	258
5	4	61	48	8	2	123
6	7	71	49	3	6	136
7	0	63	14	6	2	85
8	491	87	86	30	10	704
9	0	96	40	35	32	203
10	0	100	27	29	48	204
11	0	11	50	9	0	70
12	0	75	22	12	9	118
13	0	70	77	9	0	156
14	2	2	5	0	13	22
15	0	143	33	1	250	427
16	4	112	38	0	0	154
17	0	35	21	0	0	56
18	0	279	3	20	0	302
19	0	611	8	0	8	627
20	0	13	16	0	0	29
21	0	9	0	0	0	9
22	0	0	1	1	0	2
23	0	0	0	1	0	1
24	0	14	26	16	0	56
25	0	0	0	2	0	2
26	0	19	0	0	0	19
27	0	0	7	1	0	8
28	0	2	25	9	0	36
29	0	1	0	0	0	1
30	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	69	29	0	0	98
3	1	277	74	14	0	366
4	3	171	33	1	0	208
5	0	37	69	5	0	111
合 計	733 (7.3%)	4,326 (42.9%)	3,985 (39.5%)	461 (4.6%)	570 (5.7%)	10,075 (100%)

(2) レプリカ製作

資料名：国指定重要文化財「新田神社文書」のうち、永万元年七月日「寺家政所下文案」

資料概要：資料は、平安時代後半の文書で、新田神社文書の中では一番古い。新田神社文書は平安時代から江戸時代の文書であるが、平安時代の文書はこの1点のみであり、宇佐弥勒寺との関係を示す貴重な史料である。

製作方法：デジタル撮影による制作

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施。

調査期間：各トラップ類設置・回収 1回目 令和5年 5月8日(月)～ 5月29日(月)
2回目 令和5年11月6日(月)～11月27日(月)

調査範囲：館内全域指定箇所

調査方法：2種類のトラップ設置によるモニタリング(歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ)

考察：1回目の調査結果は、その他昆虫類が全捕獲数の83.8%を占めた。文化財加害種については、コナチャタテ類の捕獲が多く、前年度同時期と比較して増加しており、2階収蔵庫に集中する結果となった。しかしながら個々のポイントにおける捕獲は僅かなものであり、決して「異常な状態」というわけではなかった。そのため、今後も引き続き注意しながら、収蔵庫内の温湿度管理、整理・整頓、床の四隅や棚奥の清掃などが必要になる。

2回目の調査結果は、前年度同時期と比較すると全体的な捕獲数が僅かではあるが減少した。通常最も優位を占める他昆虫類などの外部侵入種に対して、本調査の主対象である文化財加害種が半数以上を占める結果となった。最大の優占種はコナチャタテ類で、1階事務スペースにおいて捕獲が集中した。特に床に直置きしているモノの整理整頓、床の四隅や棚裏などの清掃が必要かと思われる。外部から侵入している可能性や収蔵物と一緒に持ち込んでいる可能性が予測されたため、扉下に隙間がないかの確認や、持ち込み物は清掃を実施してから受け入れることが必要である。

② 落下真菌(カビ類)検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実施日：1回目 令和5年5月8日(月) 2回目 令和5年11月6日(月)

調査方法：真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、資料館内14の地点において落下を採取し、得られた検体を25℃7日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測を行った。

採取方法：落下法20分曝露

考察：1回目は、事務所内、土器収蔵庫、工作室における数値が特に目立つような結果になった。事務所については、一度点検を行い、微生物による汚染状況の確認などを行ってみる必要もあると思われる。土器収蔵庫、工作室においては収蔵物が動かないエリアとなっているためカビの発生等清掃が必要と思われる。

2回目の調査結果についても、事務スペース内の湯沸室や工作室においてやや高めの数値が確認されたが、大半のポイントでは真菌類の発育がないか、僅かに見られる程度で、収蔵庫内など“重要管理区域”については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

③ 防虫処理

〔全館燻蒸〕

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和5年5月29日（月）・30日（火）

処理範囲：1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室

2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔防虫剤設置〕

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレート（ピレスロイド系 防虫蒸散プレート：プロフルトリン）を配置した。

施工日程：令和5年10月30日（月）

処理範囲：1階 土器収蔵庫、殺虫滅菌室

2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔部分燻蒸〕

第1収蔵庫の保存資料及び室内自体の虫害予防を目的として、SD剤（ピレスロイド系炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和5年11月 6日（月）ブンガノン燻蒸施工

令和5年11月13日（月）ライセンス防カビ施工

実施場所：第1収蔵庫、暗室、殺虫滅菌室、図書室

④ 脱酸性化処置

収蔵資料の内、近現代の紙資料の保存期間を延ばし、価値を損なわないように劣化を防ぐため、紙に含まれる酸を中性化する脱酸性化処置を実施。

大正～昭和中期の収蔵資料の中から、当市の世相がわかる資料や戦時中の学校日誌など計3件（276枚）を選定した。

資料名：薩摩郡案内（大正3年）、山田国民学校日誌（昭和16・17・18年度）、川内評論9月号（昭和31年）



3 展示

(1) 開館40周年記念特別展

「歴史を紐解く宝もの ～国指定重要文化財『新田神社文書』と『船大工樗木家関連資料』～」

展示内容：当館は、国指定重要文化財の「新田神社文書」「船大工樗木家関連資料」という川内の歴史だけでなく、鹿児島あるいは日本の歴史を紐解くうえでも重要な資料を収蔵している。開館40周年を記念し、国指定重要文化財（以下、「重文」）から歴史を紐解き、かつ重文の重要性を広く市民に紹介する。

展示期間：令和6年1月31日（水）～

令和6年3月24日（日）（47日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

展示構成：序章 国指定文化財とは

第1章 「新田神社文書」の世界

1節 中世前期の新田神社

2節 「新田神社文書」に見る中世の合戦

3節 「新田神社文書」に見る江戸時代の川内

第2章 「船大工樗木家関係資料」と川内

1節 久見崎の歴史と船手

2節 樗木家の系譜

終章 国指定重要文化財の保存と活用

展示資料：「新田神社文書」（重文／新田神社蔵、館保管）

〈実物〉

- ・元弘3年7月3日「後醍醐天皇綸旨」（1巻／3号）
- ・寛元元年8月10日「新田宮執印兼五大院院主迎阿大間状」（2巻／22号）
- ・観応3年6月5日「足利義詮軍勢催促状」（4巻／47号）
- ・文和2年3月10日「足利義詮御教書」（4巻／48号）
- ・文永2年4月26日「一色直氏軍勢催促状」（4巻／49号）
- ・文和3年7月10日「一色道猷[範氏]感状」（4巻／50号）
- ・文和3年8月29日「一色直氏感状」（4巻51号）
- ・文和3年9月3日「足利尊氏軍勢催促状」（4巻／52号）
- ・文和4年3月3日「島津師久軍勢催促状」（4巻／53号）
- ・文永4年10月23日「執印重兼相博状案」（5巻／62号）
- ・康永元年9月24日「武光忍性請文案」（6巻／77号）
- ・暦応2年8月15日「酒匂久景注進状」（7巻／78号）
- ・永万元年7月日「寺家政所下文案」（権執印文書古写／105号）
- ・（天正15年）卯月27日「九鬼義隆外三名連署禁制」（制札／121号）

〈複製／当館蔵〉

- ・慶長20年1月4日「京泊船改条目」（7巻／89号）
- ・元亨3年1月5日「何人百韻連歌懐紙」（権執印文書古写／112号）

〈パネル〉

- ・正応4年10月23日「島津忠宗施行状」（1巻／6号）
- ・正応6年4月20日「島津忠宗施行状」（1巻／7号）
- ・永仁2年7月30日「島津忠宗警固番役覆勘状」（4巻／39号）
- ・永仁3年4月16日「島津忠宗警固番役覆勘状」（4巻／40号）
- ・慶長4年10月28日「島津忠恒[家久]寄進状」（7巻／79号）

※（ ）内の号数は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』（新田神社文書）による



「船大工樗木家関係資料」(重文/館蔵)

〈実物〉

- ・天明7年11月25日「関船許之状」(377号)
- ・天明4年11月21日「関船極儀之巻物」(381号)
- ・明和5年1月16日「上船大工職札」(395号)
- ・寛政9年7月28日「上船大工職札」(408号)
- ・寛政12年1月23日「中船大工職札」(409号)
- ・享和2年1月23日「上船大工職札」(410号)
- ・「樗木七郎右衛門職歴書上留」(465号)
- ・船大工道具「墨壺」(478号)、「手斧」(469号)、「鉋」(470号)
- ・明暦3年7月26日「安宅船図」(474号)
- ・明暦3年7月26日「関船図」(475号)
- ・「川御座船図」(480号) ・「小早八端帆常盤丸図」(483号)

〈複製〉

- ・天明7年11月25日「関船許之状」(377号)

〈パネル〉

- ・「板図」

※()内の号数は『樗木文書』による

その他

〈実物〉

- ・天正14年「九州臣服図」(「薩藩沿革地図」昭和10年版/館蔵)

〈模型〉

- ・「豊臣秀吉・島津義久和睦像」(薩摩川内市教育委員会製作)
- ・「関船」「小早船」「川御座船」(館蔵)

〈パネル〉

- ・天正13年10月2日「羽柴秀吉直書」(国宝「島津家文書」/東京大学史料編纂所蔵)
- ・天正15年5月9日「羽柴秀吉直書」(国宝「島津家文書」/東京大学史料編纂所蔵)
- ・天保8年「薩摩国高城郡水引郷亀絵図」(国宝「島津家文書」/東京大学史料編纂所蔵)
- ・「元禄国絵図」(薩摩国 川内地域周辺/重文/国立公文書館蔵)
- ・延享5年「琉人御召舟之図」(鹿児島市立美術館/パネル:当館蔵)
- ・「久見崎」「船間島」(出典:「三国名勝図会」)

観覧者数:722名

関連事業:講演会 4 普及活動(1)に記載

(2) 終戦記念展示コーナー「郷土から知る戦争」

展示内容:戦争へと突き進み、終戦に至るまでの流れについて薩摩川内市の状況を取り上げ、収蔵資料とともに紹介した。戦争が長期化する中で、国内における戦争体制の変化がどのようなものであったか、身近な郷土に残る資料から戦争の歴史を振り返ることにより、平和について考える機会となるようにした。



展示期間:令和5年7月19日(水)~10月1日(日)
(66日間)

展示場所:川内歴史資料館 第2展示室・企画コーナー1

主な展示資料:真空管ラジオ、『写真週報』、『天皇機関説撃滅』、陸軍特別大演習行幸記念錫製盃、『支那事变画報』、愛国婦人会旗染め抜き、愛国婦人会旗、記念章(通常愛国婦人会)、

薙刀、国民労務手帳、『国体の本義』、昭五式水筒、貴重品袋、扇子「勲業頭多難」等
観覧者数：865名
関連事業：川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画終戦記念展示コーナー関連シネマ上映会 4普及活動（12）に記載

(3) トピック展示

「南北朝時代の薩摩川内」

展示内容：令和4年度に実施し、反響の大きかった「鎌倉時代の薩摩川内」からの連続性を持たせ、鎌倉時代の次の時代の南北朝時代に焦点を当てた。碓山合戦や高江峯城合戦等を中心に、川内川流域沿いの山城、北朝・南朝変遷、守護所等をパネルで紹介した。

展示期間：令和5年4月11日（火）～

令和5年12月10日（日）（210日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

展示資料：画像パネル：国宝「島津家文書」、比志島文書（東京大学史料編纂所）
国指定重要文化財「新田神社文書」（当館寄託）

観覧者数：3,465名

関連事業：歴史講座（講話、史跡めぐり） 4普及活動（2）（3）に記載



(4) 開館40周年記念パネル展

「歴史資料館40年の歩み」

展示内容：当館は、昭和59年（1984）2月11日に開館してから令和6年（2024）で開館40年という大きな節目を迎える。旧川内市から合併して現薩摩川内市へと変遷を経ながら、多くの人々の支援や協力のもと、郷土の歴史や文化などに関する資料を収集・保管し、展示や調査研究、学習の場として川内歴史資料館の歩んできたこれまでの歴史について紹介した。当館開館準備段階から来年までの主な事業を取り上げ、年表で紹介した。

展示期間：令和5年12月12日（火）～令和6年3月31日（日）

（89日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：1,537名



(5) 期間限定展示

「八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と制作資料」

展示内容：硯箱に表されているカキツバタの開花時期に合わせて例年実施。作品の題材や装飾技術、制作工程などをより深く鑑賞できるような機会とした。

展示開始：令和5年4月25日（火）～6月18日（日）

（48日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

展示資料：八橋蒔絵螺鈿硯箱、制作資料

観覧者数：633名



(6) 図書コーナー

① 「図書コーナーを利用しよう」

掲示内容：1階は来館者が無料で利用できるスペースである。限られたスペースであるが、貴重な郷土の資料や2階展示室関連の書籍がおいてあり、閲覧できる。今回は、利用促進につながるように、おすすめ本などを紹介した。



展示期間：令和5年4月4日（火）～7月17日（日）（89日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数：1,491名

② 「川内、名前にまつわる物語～地名と軍艦川内～」

掲示内容：「川内」の名前に関係する事項を物語として2本取り上げた。1つ目は、川内の地名の由来と関連史跡、2つ目は、旧大日本帝国海軍の軍艦「川内」に付けられた名前の由来と軍艦の関わりなどを、名前にまつわる物語として紹介した。



展示期間：令和5年9月26日（火）～12月10日（日）（66日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数：916名

③ 「関東大震災絵葉書特集」

掲示内容：関東大震災100年に関連して、川内歴史資料館収蔵の関東大震災の絵葉書をパネルで紹介する。

展示期間：令和5年12月12日（火）～令和6年3月31日（日）（89日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数：1,537名



(7) 戦没者追悼式記式典への出張展示

市社会福祉課の依頼により、式典会場での出張展示及び学芸員の解説を行った。

日時：令和5年10月4日（水）14:00～15:30

場所：SSプラザせんだい

解説：水引小、峰山小、樋脇小、市比野小6年生
（峰山小は5年生を含む）児童対象



(8) 常設展示替え

「北郷家」コーナー、「久見崎船手」「二ノ方良右衛門関係史料」コーナー

時期：令和5年3月25日～

場所：2階第2展示室

内容：開館40周年記念特別展終了に伴い、各コーナーの展示資料替えを実施。

4 普及活動

(1) 講演会

① 開館40周年記念講演会

「古文書から拓がる世界～歴史資料館における国指定重要文化財の収蔵意義と活用～」

講師：畑山 周平 氏（東京大学史料編纂所助教）

日時：令和6年2月11日（日・祝）

13:30～15:30

場所：川内歴史資料館 研修室

聴講料：無料

講演内容：開館40周年を記念して、国指定重要文化財「新田神社文書」「船大工樗木家関連資料」からどのような歴史がわかるのか、資料の重要性、今後未来を見据えて、歴史資料館が重文を収蔵している意義やどのように活用していくか等、資料館の今後の参考になる話を含めた講演。講演終了後、希望者に展示解説を行った。

聴講者数：48名



② 「鹿児島方言と甑島方言」

講師：窪菌 晴夫 氏（国立国語研究所客員教授）

日時：令和5年11月19日（日）

13:00～15:00

場所：川内歴史資料館 研修室

聴講料：無料

講演内容：薩摩川内市と協定を結ぶ国立国語研究所の講師に依頼し、県が定める方言週間のある11月に開催し、方言についての理解を深める機会とした。多様性に満ちた方言に対して、その弊害や副作用、差別意識や学校教育下での過度な標準語教育といった歴史的背景から、相乗的に消滅危機に陥る方言の現状について、また当市の甑島における方言の伝承への課題などが取り挙げられた。

聴講者数：41名



(2) 工作教室

① ウインドチャイム作り

日時：令和5年7月30日（日）

9:30～11:30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：玄関の開け閉め時に音を奏でるチャイムを作った。

参加料：200円

参加者数：計16名



② まが玉作り

日時：令和5年8月11日（金／祝）

9:30～12:00

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：キットを使って作製した。

参加料：250円



参加者数：計17名

③ スマホショルダー作り

日時：令和5年10月28日（土）
9：30～11：30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：スマホを手軽に肩かけられる
グッズを作製した

参加料：700円

参加者数：計8名



④ 干支人形作り

日時：令和5年12月3日（日）
9：30～11：30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：まゆ玉を使って来年の干支「辰」を
作製した。

参加料：200円

参加者数：計10名



⑤ 万華鏡をつくろう！

日時：令和6年2月3日（土）
9：30～11：30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：古くからおもちゃとして親しまれている
「万華鏡」を、キットを使って作った。

参加料：100円

参加者数：11名



(3) いきいき生涯学習事業

① 般若心経を書きましょう

日時：令和5年7月5日（水）、12日（水）、
19日（水） 10：00～12：00

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：一般を対象に、般若心経を書いて学んだ。

参加者数：29名（10・10・9名）



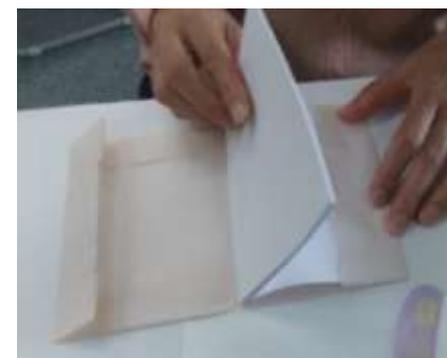
② 糸でとじるメモ帳づくり

日時：令和5年11月3日（金/祝）
10：00～12：00

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：メモ帳をつくる体験を通して、ノートや手帳
を身近に感じてもらう。

参加者数：3名



(4) おりがみ広場

① 春のおりがみ広場

日 時：令和5年4月29日（土）～5月7日（日）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容：ゴールデンウィーク無料開館に併せ、子供の日にちなんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：74名



② 秋のおりがみ広場

日 時：令和5年11月1日（水）～7日（火）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容：教育・文化週間の無料開館に併せ、もみじ、イチョウなど秋にちなんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：19名



(5) お正月イベント

① 「お正月遊び」を楽しもう！

日 時：令和6年1月4日（木）～8日（月/祝）
9：00～16：00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正月遊びを自由に体験してもらった。

参加者数：83名



② 「お正月工作」を楽しもう！

日 時：令和6年1月6日（土）～8日（月/祝）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館1階ロビー

内 容：ぶんぶんゴマを作製し、楽しんでもらった。

参加者数：17名



(6) チャレンジクイズ

対 象：高校生以下とその保護者

内 容：展示を見ながらクイズを解くことにより、展示資料や内容への理解を深めてもらう。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間：令和5年7月22日（土）～8月31日（木）35日間

参加者数：159名

*台風6号接近に伴う臨時休館（8/9）による中止あり

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間：令和5年12月2日（土）～令和6年1月8日（月/祝）28日間

参加者数：65名

(7) 史跡めぐり * (8) の歴史講座として実施

① 「碓山城跡散策」

日 時：令和5年5月13日（土）13時～16時
 場 所：碓山城跡とその周辺（天辰町）※現地集合・解散
 講 師：吉本 明弘（当館学芸員）
 内 容：南北朝期の島津氏の本拠地となった碓山城跡へ登山及び周辺を散策しながら、通説と最新の研究を交えて解説を行った。当日雨天のため、碓山城跡周辺の散策に止めた。

参加者：16名



② 「東郷町散策」

日 時：令和5年11月4日（土）10時～16時
 場 所：経塚山板碑、斧淵城跡、鶴ヶ城跡
 ※現地集合・解散
 講 師：吉本 明弘（当館学芸員）
 内 容：南北朝初頭の経塚山板碑の見学（登山）ほか、平安時代から戦国時代にかけての東郷町内の文化財を解説しながら散策した。

参加者：12名



(8) 歴史講座

日 程：令和5年5月～令和6年3月
 13:30～15:00 全6回
 場 所：川内歴史資料館 研修室
 内 容：毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。
 受講料：各回200円
 定 員：各回40名

日程	タイトル	講師	聴講者数
5/13 (土)	史跡巡り～碓山城跡散策～	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	16名
6/11 (日)	古文書史料から碓山城と守護所を再考する	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	37名
7/9 (日)	平佐焼窯跡群発掘調査報告	百枝 勇一 氏 (鹿児島県文化振興財団 埋蔵文化財調査センター 文化財専門員)	38名
9/10 (日)	方言に親しむ かごつま弁の魅力～薩摩川内の方言を中心に～	福富 則義 氏 (川内歴史資料館・川内まごころ文学館元館長)	28名
11/4 (土)	史跡巡り～東郷町散策～	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	12名
3/10 (日)	九州五所別宮としての八幡新田宮	栗林 文夫 氏 (鹿児島県歴史・美術センター黎明館 調査史料室長)	40名

聴講者数：延べ 171名

(9) 出前講座

日程	依頼者	タイトル	講師	参加者数
5/2 (火)	永利小学校	(校内・外学習) 永利校区の歴史	学芸員	93名
5/13 (土)	建築士会 川薩支部	薩摩川内の山城と合戦	学芸員	47名
5/30 (火)	水引小学校	校区内史跡見学	館長	33名
7/1 (土)	高江一日クラブ	高江の山城 ～南北朝の攻防と豊臣秀吉の九州平定戦～	学芸員	21名
7/12 (水)	川内北中学校	(職業講話) 川内の歴史と博物館	学芸員	70名
7/17 (月・祝)	永利地区コミュニティ協議会	(講話と史跡めぐり) 永利校区の歴史	学芸員	83名
9/26 (火)	薩摩川内市 (川内看護専門学校)	薩摩国分寺・新田神社の歴史	学芸員	12名
10/17 (火)	城上小学校	豊臣秀吉と薩摩川内市	学芸員	20名
11/12 (日)	平佐東地区 コミュニティ協議会	豊臣秀吉と川内	館長	187名
1/11 (木)	東郷公民館	(いきいき講座) 戦国期の東郷氏の動向～15代重治・16代重尚を中心に～	館長	25名
1/15 (月)	水引小学校	太平洋戦争と水引校区	学芸員	24名
2/13 (火)	隈之城総合大学	(閉校式講話) 豊臣秀吉の九州平定と川内	館長	45名

(10) 夏休み課題応援

① 夏の書道教室

日時：7月28日(火)・29日(木)

10:00～12:00

13:30～15:30

対象：小・中学生

場所：1階研修室

内容：学校から出される書道の課題を作品として仕上げた。



参加者数：計51名（1回目27、2回目24名）

② 調べてみよう！薩摩国分寺

日時：8月6日（土）・7日（日）

9：30～12：30

場所：川内歴史資料館 研修室・第1展示室
薩摩国分寺跡史跡公園

内容：「薩摩国分寺」を題材に、小学校社会科
自由研究に関して、自分で考え、学ぶ場
を提供した。

参加者数：計16名（1回目8名・2回目8名）



(11) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学生・高校生の職場体験学習、薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修を受け入れた。

名称	期間	対象	参加者数
職場体験学習	6月27日（火）～30日（木）	東郷学園義務教育学校 8年生	3名
	10月31日（火）～ 11月2日（木）	れいめい中学校 2年生1名、3年生1名	2名
教職員研修 （地域体験研修） フレッシュ研修 （2年目）	8月7日（月）～9日（水） ：3日間 *台風6号接近に伴う臨時休館により、 9日は翌日に振り替え	可愛小学校教諭 川内南中学校教諭 各1名	2名
	8月8日（火）、9日（水）	高来小学校教諭	1名
インターンシップ	8月18日（金）～20日（日） ：3日間	鹿児島純心大学1年	1名
博物館実習	8月31日（木）～9月11日（月） *10日間	鹿児島純心大学4年1名 鹿児島大学4年1名 （諸事情により中止） 佐賀大学3年1名 日本大学4年1名	3名

(12) 川内歴史資料館・川内まごころ文学館両館合同企画事業

名称：川内歴史資料館・川内まごころ文学館両館合同企画終戦記念展示コーナー関連
シネマ上映会

日時：令和5年9月23日（土/祝）10時～11時45分

場所：川内まごころ文学館 多目的映像ホール

内容：川内歴史資料館終戦記念展示コーナーに併せて、まごころ文学館との合同企画を実施した。

上映作品は、「父と暮せば」（平成16年）の上映とシネマ関連展示コーナーの設置。

来場者数：89名



(14) 広報活動

- ① 新聞社、広報薩摩川内、FMさつませんだい等を利用
- ② 川内歴史資料館ウェブサイト
- ③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌 ACS タイム・ACS 情報
- ④ わくわく薩摩川内土曜塾のチラシ掲載

(15) 刊行物・作成

『薩摩川内市川内歴史資料館 年報』（令和4年度） ※資料館HP掲載（PDF）

(16) その他

① 無料開館

名 称	期 間	入館者数
ゴールデンウィーク 無料開館	令和5年4月29日（土）～5月7日（日）	227名
県民の日	令和5年7月14日（金）	10名
敬老の日	令和5年9月16日（土）～24（日）	54名
教育・文化週間	令和5年11月1日（水）～7日（火）	96名
お正月	令和6年1月4日（木）～1月8日（月/祝）	125名
資料館開館記念日	令和6年2月11日（土）	101名

② 特別開館

項 目	月 日	入館者数
ゴールデンウィーク期間中の月曜日開館	令和5年5月1日（月）	7名
終戦記念日の月曜日開館	令和5年8月14日（月）	22名

③ 臨時休館

項 目	月 日
館内燻蒸	令和5年5月30日（火）
台風6号接近に伴う臨時休館	令和5年8月9日（水）
開館40周年記念特別展設営、撤収	令和6年1月30日（火）3月26日（火）

④ 和文化教育全国大会（オンライン九州大会）への出会・発表

日 時 令和6年2月24日（土）

場 所 川内歴史資料館館長室からオンライン出会・発表

発 表 者 館長、小島 摩文 氏（鹿児島純心大学教授）上園 喜史 氏（川内大綱保存会）

内 容 分科会発表「川内大綱引の継承と教育への活用」

*発表者：館長、上園 喜史 氏

シンポジウム発表「鹿児島の綱引文化と教育実践の系譜」

*発表者：小島 摩文 氏

Ⅱ 管理・運営

1 管理・運営

平成16年4月1日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

平成26年度より、当公社学芸施設課が管理している歴史資料館を含む薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、3施設の管理にあたっている。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の施設管理を含め、予算の伴うものは市長部局へ移った。経済シティーセールス部の経済政策課が所管、博物館資料の受け入れ等に関しては、文化スポーツ課の所管となった。

また、薩摩国分寺跡史跡公園及び横岡古墳公園の両史跡公園については、教育委員会の社会教育課（文化財グループ）所管となった。（指定管理者制度については、P23～26の薩摩川内市川内歴史資料館条例第4～10条参照）

前年度から大きく変更した体制の中、以下の修繕・工事等を行った。

① 資料館敷地内

（業者対応分）

- ・ 吸収式冷温水発生機（展示室系統空調機）修繕
 - ・ 塗装工事
 - ・ 自動扉開閉装置修繕
 - ・ 学芸員室ブラインド修繕
 - ・ 研修室ガラス修繕
 - ・ 郷土芸能PCディスプレイ修繕
- （まちづくり公社設備係対応分）
- ・ 収蔵庫系統加湿用蒸気シリンダー交換
 - ・ 防水コンセント交換
 - ・ 給湯室用換気扇交換
 - ・ 機械室塗装
 - ・ 玄関周囲アプローチ タイル部分修繕

② 薩摩国分寺跡史跡公園

（業者対応分）

- ・ 看板修繕及び塗装
- （まちづくり公社設備係対応分）
- ・ 障害者用トイレ洗浄バルブ
 - ・ 外灯用スイッチ修理

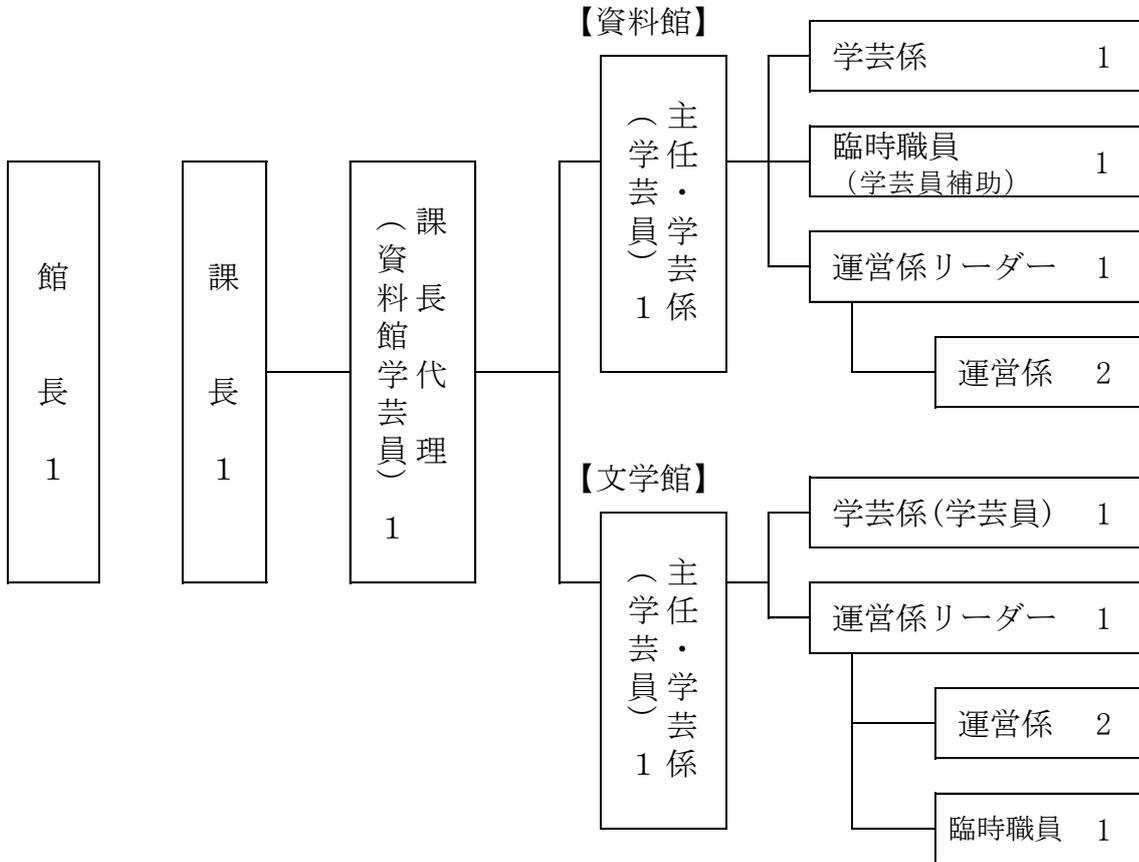
③ 横岡古墳公園

（業者対応分）

- ・ 看板修繕

2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



薩摩川内市（所管課）	指定管理者
経済政策課 ・予算措置 ・施設の大規模修繕 ・施設に関する助言・指導 文化スポーツ課 ・資料受入れの可否 ・資料館運営協議会及び文学館運営協議会に関する事務	資料館・文学館 ・施設の管理全般（小規模修繕含む） ・事業（運営）計画の作成、実施 ・資料の収集、保管、調査・研究、展示に関すること ・入館料管理、市への納入処理 ・博物館実習等の受入れ ・広報及び教育普及、展示解説、問い合わせ対応等 ・市への報告（月次、年度） ・予算案の作成
社会教育課 ・史跡公園の大規模修繕	薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園 ・史跡公園の管理全般（小規模修繕含む） ※資料館に含む

3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成16年10月12日薩摩川内市条例97号）第19条「市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は10人以内で任期は2年。（会則についてはP30参照）

[歴史資料館運営協議会委員名簿]

（任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日）

選出区分	氏名	備考
市内の小・中学校の代表者	柳田 健一	水引小学校長
専門的知識及び 技能を有する者	持永 八洲郎	市文化財保護審議会議長
	押川 丞輔	樋脇郷土史同好会理事
	荒田 邦子	学校法人川島学園れいめい高等学校教諭
	石神 陽子	薩摩川内市文化協会入来支部長
	松田 利文	薩摩川内市公認観光ガイド
	小平田 史穂	尚古集成館学芸員
学識経験者	小島 摩文	鹿児島純心大学教授

第1回協議会

日時 令和5年10月31日（火） 13:00～

場所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和5年度川内歴史資料館事業実施状況について
- ② その他

第2回協議会

日時 令和6年3月14日（木） 13:15～

場所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和5年度川内歴史資料館事業実績について
- ② 令和6年度川内歴史資料館事業計画（案）について
- ③ その他

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 264,980円
 ② 図書等販売収入 126,750円

(2) 歳出

歴史資料館等管理費

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
人件費	23,689,000	23,558,916	130,084
報償費	20,000	19,470	530
諸謝金	20,000	19,100	900
著作権料	0	0	0
旅費交通費	117,000	42,350	74,650
消耗品費	1,352,000	1,351,465	535
消耗什器備品費	0	0	0
燃料費	49,000	48,029	971
会議費	0	0	0
印刷製本費	607,000	606,732	268
光熱水料費	5,401,000	5,383,792	17,208
通信運搬費	193,000	185,249	7,751
委託費	10,851,000	10,703,792	147,208
修繕委託費	1,654,000	1,574,243	79,757
賃借料	1,317,000	1,315,640	1,360
保険料	175,000	173,490	1,510
租税公課	5,000	3,900	1,100
負担金支出	39,000	39,000	0
広報費	0	0	0
雑費	11,000	8,238	2,762
計	45,500,000	45,033,406	466,594

6 条例・規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 97 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。
- (3) 資料に関する調査研究を行うこと。

(指定管理者による管理)

第 4 条 歴史資料館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 歴史資料館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等に関する業務
- (3) 歴史資料館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)の收受に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が入館者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
- (2) 入館料等の収入実績
- (3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。
(開館時間等)

第11条 歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。
(休館日)

第12条 歴史資料館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
(入館許可)

第13条 歴史資料館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定による許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第 17 条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 18 条 指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 19 条 市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 20 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条に定める許可を受けずに歴史資料館に入館した者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年川内市条例第 22 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の薩摩川内市川内歴史資料館条例第19条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会の委員の職にある者は、当該任期中に限り、第1条の規定による改正後の薩摩川内市川内歴史資料館条例第19条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会及び第2条の規定による改正後の薩摩川内市郷土館条例第17条の規定による薩摩川内市郷土館運営協議会の委員とみなす。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第52号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和5年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月24日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

区 分	入館料		
	個人	団体(20人以上)	年間入館料
大 人	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円	1人年間につき 400円
小・中・高校生(義務教育 学校に就学しているもの を含む。以下同じ)	1人1回につき 100円	1人1回につき 80円	1人年間につき 200円

備考

- 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては160円、個人の小・中・高校生にあつては80円、団体の大人にあつては130円、団体の小・中・高校生にあつては60円、年間入館券の大人にあつては350円、年間入館券の小・中・高校生にあつては150円とする。
- 2 未就学児は、無料とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 歴史資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、歴史資料館指定管理者指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 歴史資料館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 資料調査等のための歴史資料館1階への入館
- (2) 市長が認定した公共的団体が行う会合等
- (3) 市長が認定した自主グループ活動
- (4) 市内の公共的団体等によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者)にあっては、付添人1人を含む。)がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日において、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童若しくは中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
- (4) 前3号に掲げるほか、市長が適当と認める場合

2 前項第 1 号及び第 3 号の場合並びに同項第 4 号に該当する場合のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に歴史資料館入館料免除申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書(様式第 4 号)により通知する。

(入館者の遵守事項)

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。

(損傷等の届出)

第 8 条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届(様式第 5 号)によりその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 条例第 17 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料の寄贈又は寄託)

第 10 条 市長は、市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料等」という。)で、歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。

3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 6 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 7 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 11 条 寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 12 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 13 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 14 条 歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書(様式第 8 号)により指定管理者の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 15 条 歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 16 条 歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則(平成 16 年薩摩川内市教育委員会規則第 33 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第34号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された運営協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

その他

(1) 令和5年度のあゆみ

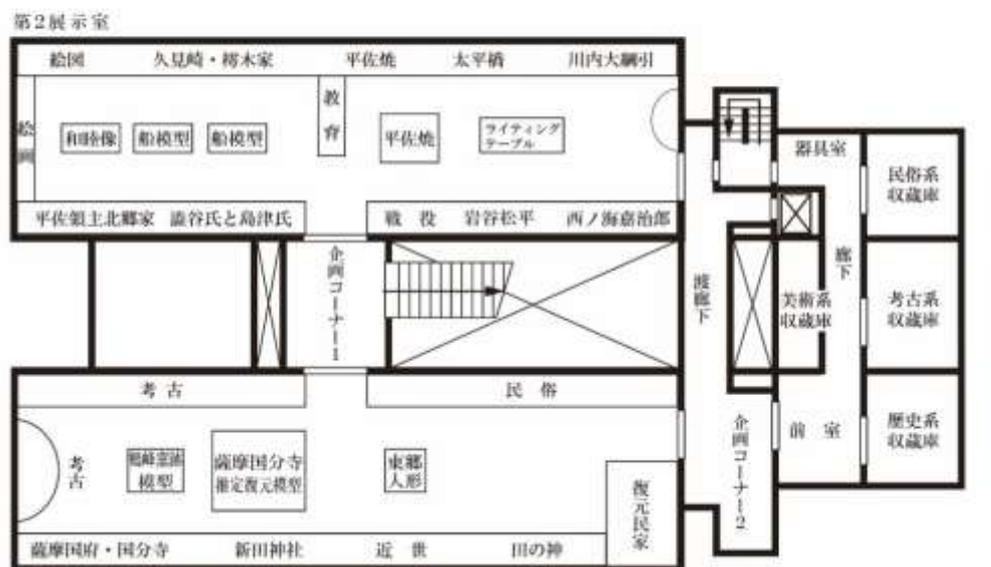
月日	事業内容	月日	事業内容
令和5年		令和6年	
4月1日	健康太極拳（年間随時国分寺史跡公園北側広場使用）	1月4日	お正月無料開館（～8日）
4月4日	図書コーナーミニ展示「図書コーナーを利用しよう」（～7月17日）	1月6日	お正月イベント「お正月あそび」（～8日）
4月11日	トピック展示「南北朝時代の薩摩川内」（～12月10日）	1月11日	お正月イベント「お正月工作（ぶんぶんゴマをつくろう）」（～8日）
4月15日	薩摩川内郷土史研究会（年間随時研修室使用）	1月11日	出前講座 東郷公民館
4月19日	観光ボランティアガイドいたっみろ会（年間随時研修室使用）	1月15日	出前講座 水引小学校
4月23日	川内美術協会（年間随時研修室使用）	1月30日	臨時休館 ※特別展設営
4月25日	期間限定展示「八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と制作資料」（～6月18日）	1月31日	開館40周年記念収蔵資料展「歴史を紐解く宝もの～国指定重要文化財『新田神社文書』『船大工樗木家関係資料』～」（～3月24日）
4月29日	ゴールデンウィーク無料開館（～5月7日）	2月3日	工作教室「万華鏡をつくろう！」
5月1日	ゴールデンウィーク特別開館	2月11日	開館40周年記念無料開館
5月1日	春のおりがみ広場（～5月7日）	2月11日	開館40周年記念講演会「古文書から拓がる世界～歴史資料館における国指定重要文化財の収蔵意義と活用～」
5月2日	出前講座 永利小学校	2月13日	出前講座「隈之城総合大学」
5月7日	昆虫相調査（～27日）	2月24日	和文化教育全国大会（オンライン九州大会）への出会・発表
5月13日	史跡めぐり～碓山城跡散策～	3月10日	歴史講座「九州五所別宮としての八幡新田宮」
5月13日	出前講座 建築士会川薩支部	3月26日	臨時休館 ※特別展撤収
5月29日	全館燻蒸（～30日）		
5月30日	臨時休館 ※館内燻蒸の為		
5月30日	出前講座 水引小学校		
6月11日	歴史講座「古文書史料から碓山城と守護所を再考する」		
6月27日	職場体験学習（～29日）		
7月1日	出前講座 高江一日クラブ		
7月5日	いきいき生涯学習事業「般若心経を書きましよう」（12・19日）		
7月9日	歴史講座「平佐焼窯跡群発掘調査報告」		
7月12日	出前講座 川内北中学校		
7月14日	県民の日無料開館		
7月17日	出前講座 永利コミュニティ協議会		
7月19日	終戦記念展示コーナー（～10月1日）		
7月22日	夏のチャレンジクイズ（～8月31日）		
7月28日	夏休み課題応援「夏の書道教室」（～29日）		
7月30日	工作教室「ウインドチャイム」		
8月5日	夏休み課題応援「調べてみよう！薩摩国分寺」（～6日）		
8月7日	地域貢献体験研修（～9日）		
8月8日	地域貢献体験研修（～9日）		
8月9日	臨時休館 台風6号接近に伴う臨時休館		
8月11日	工作教室「まが玉作り」		
8月14日	夏休み特別開館		
8月18日	インターンシップ（～20日）		
8月31日	博物館実習（～9月11日）		
9月10日	歴史講座「方言に親しむ かごつま弁の魅力～薩摩川内の方言を中心に～」		
9月16日	敬老の日無料開館（～24日）		
9月23日	両館合同企画シネマ上映会「父と暮せば」		
9月26日	図書コーナーミニ展示「川内、名前にまつわる物語～地名と軍艦川内」（～12月10日）		
10月4日	出前講座 薩摩川内市（川内看護専門学校）		
10月4日	戦没者追悼式記念式典への出張展示		
10月17日	出前講座 城上小学校		
10月28日	工作教室 スマホホルダー作り		
10月31日	職場体験学習（～11月2日）		
11月1日	教育・文化週間無料開館（～7日）		
11月1日	秋のおりがみ広場（～7日）		
11月3日	いきいき生涯学習事業「糸でとじるメモ帳づくり」		
11月4日	史跡めぐり～東郷町散策～		
11月7日	武術太極拳（年間随時国分寺史跡公園北側広場使用）		
11月12日	出前講座 平佐東地区コミュニティ協議会		
11月19日	講演会「鹿児島方言と甕島方言」		
12月2日	冬のチャレンジクイズ（～令和6年1月8日）		
12月3日	工作教室「干支人形作り」		
12月12日	開館40周年記念パネル展「川内歴史資料館40年の歩み」（～令和6年3月31日）		
12月12日	図書コーナーミニ展示「関東大震災絵葉書特集」（～令和6年3月31日）		

(2) 職員名簿

[指定管理者] 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏名	
館長	霧島 一浩	
学芸施設課長	岩元 信一	
課長代理	吉本 明弘	
主任・学芸係	出来 久美子	
学芸係	松元 由香	
運営係リーダー	西ノ原 紀	
運営係	新満 裕子	小田 健治

(3) 館平面図



(4) 利用案内

休館日 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日）市長が定める臨時の休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）

入館料 ※（ ）内は20名以上の団体料金

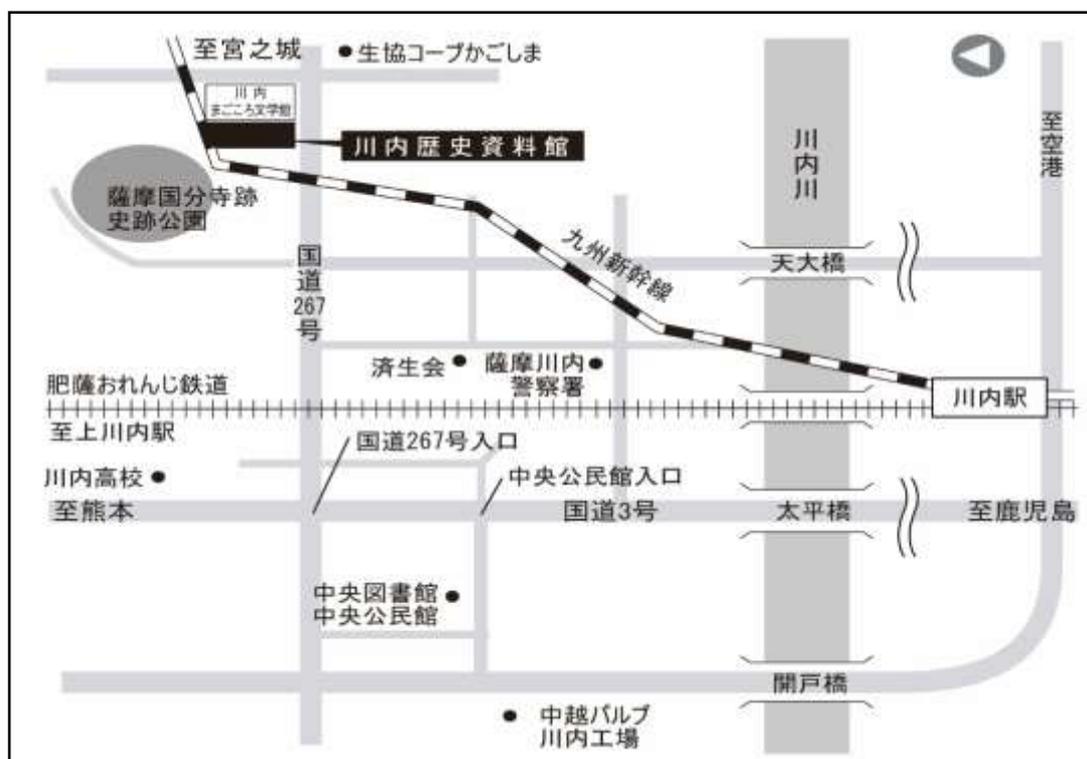
区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	200円（160円）	100円（80円）
川内まごころ文学館と共通	400円（320円）	200円（160円）

年間パスポート

区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	400円	200円
川内まごころ文学館と共通	900円	400円

交通案内

- JR博多駅より九州新幹線でJR川内駅下車（最短 約1時間15分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間10分）
- JR川内駅より車で7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



薩摩川内市川内歴史資料館年報 令和5年度

発行日 令和7年3月
編集・掲載 薩摩川内市川内歴史資料館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2番6号
TEL 0996-20-2344
FAX 0996-20-2848
<http://rekishi.satsumasendai.jp>
E-mail:rekishi@po4.synapse.ne.jp